

原村集落支援員業務仕様書（案）

本仕様書は、原村集落支援員業務を委託するにあたり、必要な事項を定める。

1 業務委託の概要

- (1) 業務名 原村集落支援員業務
- (2) 履行期間 令和6年6月1日から令和7年3月31日まで
- (3) 実施場所 原村内

2 目的

本業務は、原村子ども・子育て支援センターを拠点に、同センターの管理運営及び地域資源の発掘、発展的利活用に対する企画・提案等を行うことを主な目的とします。最終的なゴールとしては、住民主体の管理運営団体設立を目指していただきます。

3 業務内容

業務は、原村集落支援員設置要綱に基づき行うものとし、内容は次のとおりとする。

- (1) 原村子ども・子育て支援センターの管理運営
 - ア 村子ども課子育て支援係が行っている管理運営を補助する。
 - イ 各部屋の環境維持、清掃等を適宜行う。
 - ウ 施設利用者への利用ルール説明等を行う。
- (2) 地域資源の開拓
 - ア 村内で活動している子育て支援団体及び潜在的支援者・協力者を地域における調査や聞き取り等により開拓する。
- (3) 利用者ニーズの発掘
 - ア 子ども・子育て支援センターに求められるニーズを地域における調査や利用者への聞き取り等により収集、発掘する。
 - イ (2)で開拓した子育て支援団体や協力者と連携し、意見交換の場を定期的で開催し、発展的な子ども・子育て支援センターの活用や子育て支援策を企画・提案する。なお、意見交換の場には子どもが参加すること。
- (4) ファミリーサポートセンターの立上げ
 - ア (2)で開拓した子育て支援団体や協力者と連携し、(3)で収集、発掘したニーズを参考にファミリーサポートセンターの立上げを検討する。
 - イ ファミリーサポートセンターの実施体制、研修事業等の進め方について企画・提案する。
 - ウ 令和6年度内のファミリーサポートセンターの立上げを目指す。
- (5) 放課後の小学生の利用・中高生（18歳までの子ども）の居場所としての活用の検討・企画・提案
 - ア 小学生の登校日については、下校時刻から閉館時間（午後6時15分）まで子ども・子育て支援センターへ駐在することとし、子どもの安全の見守りを行いながらニーズ調査等を行う。
ただし、利用の状況によってはこの限りではない。
 - イ 中高生（18歳までの子ども）に対しても地域における調査や聞き取り等によりニーズ調査を行う。
 - ウ 上記ア、イのニーズ調査、(3)イの意見交換等により、18歳までの全ての子どもの居場所として

の活用・検討・提案する。

4 成果品

(1) 成果品は次のとおりとする。

ア 原村集落支援員設置要綱に基づき、毎月、当該月の集落支援員活動内容等を記録した集落支援員活動報告書を作成し、翌月の5日までに村長に提出すること。ただし、3月の活動に係る報告については、同月31日までに行うものとする。

ウ その他活動内容について、村長に報告すること。

5 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるものの他、次の各号に掲げる書類を提出することとする。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

ア 事業計画書（任意様式）

イ その他、村が業務の確認に必要と認める書類

(2) 毎月翌月の5日までに提出するもの

ア 成果品

イ その他、村が業務の進捗確認に必要と認める書類

6 納入場所

原村子ども課子育て支援係

7 事業費限度額

単価契約 月 370,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

8 留意事項等

(1) 受託者は、業務の実施にあたっては、委託者と十分な協議及び打ち合わせを行い、その指示に従うこと。

(2) 原村集落支援員設置要綱に基づき業務を行うこと。

(3) 業務遂行に必要な事務機器、通信機器、車両等は受託者が必要に応じて用意するものとする。また、これらに係る諸経費は受託者の負担とする。

(4) 受託者は、本仕様書の内容及び本仕様書に定めのない事項について疑義があるときは、速やかに委託者と協議の上、委託者の意図を十分に理解し、業務を遂行するものとする。

(5) 受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。委託業務終了後も同様とする。

(6) 個人情報の保護については細心の注意を払い、流失・損失を防がなければならない。

(7) 受託者は、本業務の全部または主たる部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託する場合で、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

(8) 業務に関する必要な資料等については、委託者が受託者の請求により貸与するものとし、受託者は貸与された資料等を亡失等のないよう厳重に保管し、業務完了後は速やかに返還すること。

- (9) 本業務の成果品に関する一切の権利は、委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等については受託者に留保するものとし、この場合、委託者は当該権利等を非独占的に使用できることとする。